

安心して暮らせる社会

安心して暮らせる社会のために、心身に障害を持つ人などへの福祉対策、子供の養育にかかわる福祉制度が必要とされています。そこで今回は、障害を持つ人、児童などを対象とした制度をご紹介します。福祉制度のさまざまなサービスを受けるためには、まずは申請からです。

手帳の交付

【身体障害者手帳】
身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づいて交付されます。障害を持つ人が補装具や更生医療の給付、施設入所など各種の援護や制度上のサービスを受ける際に必要です。次の障害を持つ人が対象です。

- ① 視覚障害 ② 聴覚・平衡機能障害
- ③ 音声・言語・そしゃく機能障害
- ④ 肢体不自由(上肢・下肢・体幹等)
- ⑤ 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫機能障害

【療育手帳】
療育手帳は、知的障害を持つ人が各種の援護や制度上のサービスを受ける際に必要です。児童相談所が知的障害者更生相談所でA(重度)かB(その他)と判定された人が対象となります。

【精神障害者保健福祉手帳】
精神障害者保健福祉手帳は、通院医療費公費負担制度の手続きが簡便化されるなど、制度上のサービスを受ける際に必要です。精神疾患を持つ人で、精神の障害のため長期にわたって日常生活や社会生活への制約がある人が対象です。精神障害の程度に応じて、1級〜3級に判定されます。

【問い合わせ】保健指導係 ☎272・273

介護者見舞金支給制度

【対象】6カ月以上継続して寝たきりの人や、重度の心身障害を持つ人の日常生活を常時介護している人
【内容】月額2万円の見舞金を支給します
【問い合わせ】高齢福祉係 ☎271

補装具の給付・修理

【内容】障害の内容や程度に応じて、補聴器、車いす、義肢、装具、着便袋等の給付・修理を行います。費用は、世帯の所得状況に応じて、一部または全額負担となります。
【問い合わせ】社会福祉係 ☎273

日常生活用具の給付

【対象】在宅で、重度の障害を持つ人
【内容】障害の内容に応じて、浴槽、便器、特殊ベット等の日常生活用具の給付を行います。費用は、世帯の所得状況に応じて、一部または全額負担となります。
【問い合わせ】社会福祉係 ☎273

ホームヘルパーの派遣

【対象】重度の心身障害を持つ人

身体障害者短期入所

【対象】重度の身体障害を持つ人
【内容】重度の身体障害を持つ人の介護者が、病气、事故、出産等の理由で家庭での介護ができなくなったとき、一定期間その障害を持つ人を施設でお世話します。
【問い合わせ】社会福祉係 ☎273

更正医療(育成医療)

【対象】心身に障害を持つ人
【内容】障害を持つ人の日常生活能力の回復向上を図るため、その障害の除去や軽減を目的として、必要な医療費の給付を行います(人工透析療法など)。18歳未満の人については育成医療といえます。費用は、世帯の所得状況に応じて、一部または全額負担となります。
【問い合わせ】社会福祉係 ☎273

心身障害者共済制度掛け金助成事業

【対象】身体障害者手帳1級〜3級

【問い合わせ】社会福祉係 ☎273

税金の軽減

【所得税・住民税】
【内容】障害を持つ人が所得税、市・県民税(住民税)の納税義務者またはその配偶者、扶養親族である場合、課税対象となる所得から障害者控除(身体障害者手帳3級〜6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級・3級)、特別障害者控除(身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級)などが受けられます。

【贈与税】
【内容】特別障害者を受養者として「特別障害者扶養信託契約」を締結し、信託会社を経由して「障害者非課税信託申告書」を関係書類とともに税務署長に提出すると、贈与税が非課税となる場合があります。

【相続税】
【内容】障害を持つ人が相続などで財産を取得した場合、相続税が控除されます。

【自動車取得税・自動車税・軽自動車税】
【内容】障害を持つ本人が障害を持つ人と生計を一にしている人が所有する車で、障害を持つ本人、その人と生計を一にする人または単身世帯の障害を持つ人を常時介護する人が運転する場合、ただし、障害の程度

各種運賃等の割引

【内容】手帳の交付を受けている人は、次の公共料金が割り引きされる場合があります。

- ① 旅客鉄道の運賃 ② 旅客船の運賃
 - ③ 航空運賃 ④ バス運賃 ⑤ タクシー運賃 ⑥ 有料道路通行料
 - ⑦ NHK放送受信料の減免
- 【問い合わせ】社会福祉係 ☎273

生活保護

【内容】生活に困っている人に対して、その程度に応じて生活保護法に基づき生活を保障し、自分の力で生活できるように援助する制度です。
【問い合わせ】社会福祉係 ☎272・273

民生委員

【内容】市内には、50人の民生・児童委員、4人の主任児童委員がいます。福祉全般のことでお悩みの人は、お気軽にご相談ください。
【問い合わせ】社会福祉係 ☎272



福祉タクシ―利用助成事業

または療育手帳を持つ人、精神障害により障害年金を無期認定で受給している人の保護者
【内容】保護者の死亡後、残された心身に障害を持つ人に対して毎月2万〜4万円の年金を支給します。助成額は、共済掛け金の3分の1。また、掛け金は申告の際に所得控除の対象となります。
【問い合わせ】社会福祉係 ☎273

血液透析移送費支給事業

【内容】腎臓機能に障害を持つ人が、血液透析するために通院する交通費